

議案第140号

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例案

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

過料に処する対象者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市介護保険条例 (抄)

(過 料)

第18条 省 略

2 省 略

3 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他そ  
**被保険者** **被保険者**

の世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。

4 省 略